

## 内部統制基準の改訂 ～評価範囲の絞り込み等による簡素化～

### 概要

内部統制基準の簡素化・明確化を意図して、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準及び財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂に関する意見書」が公表され、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度における財務報告に係る内部統制の評価及び監査から適用されます。

その内容を次の三つに分けて、確認していきます。

### 本文

平成 24 年 3 月期の場合、内部統制の評価範囲が決まり、そろそろ全社レベル統制及びプロセルレベル統制の整備状況の評価を実行に移す頃と思われます。今回の意見書の骨子は、次の通りです。

- ① 企業の創意工夫を活かした監査人の対応の確保
- ② 内部統制の効率的な運用手法を確立するための見直し
- ③ 「重要な欠陥」の用語の見直し

具体的に、② 内部統制の効率的な運用手法を確立するための見直しについて、主な内容を確認します。

#### 全社的な内部統制の評価方法の簡素化

前年度の評価結果が有効であり、かつ、前年度の整備状況に重要な変更がない項目については、前年度の運用状況の評価結果を継続して利用できることが明文化されました。

#### 業務プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況について、評価範囲の更なる絞り込み

前年度の評価範囲に入っていた重要な事業拠点のうち、「前年度の評価結果が有効であり、整備状況に重要な変化がない」等の条件を満たす場合は、当該事業拠点を本年度の評価対象にしないことができます。その結果、売上高等の概ね3分の2を相当程度下回る状況が起こり得ます。

#### サンプリングの合理化・簡素化

経営者が行ったサンプリングのサンプルを監査人が自らのサンプルとして利用できる範囲が拡大されました。また、経営者による評価結果についても利用できるようになります。